

■ 学位論文要旨 (修士)

## 1949年のコスタリカの平和憲法

—内戦(1948年)とのかかわりを中心に—

野村 香 織\*

本論文は1949年のコスタリカの平和憲法に関して、とくにその制定背景の分析を試みたものである。なかでも49年憲法の制定にはその前年に起こった内戦が深くかかわっていたと考えられるので、論文の中心を内戦の分析においた。

日本国憲法はしばしば解釈改憲と言われるように、解釈を変えることで内容を変化させ、実質的な改憲を行ってきた。なかでも、第9条は様々な解釈を蒙り、2003年には第9条が改正されないままに自衛隊の戦闘地域への海外派兵が実施された。最近では第9条を中心に改憲の必要性が声高に叫ばれている。しかし、憲法において武装放棄を謳っている国は日本だけではない。ラテンアメリカではコスタリカとパナマの両国が武装放棄条項を含む憲法を保持している。なかでも、コスタリカ憲法は日本とほぼ同時期に制定され、今日までに延べ80回にも及ぶ改正が行われているにもかかわらず、武装放棄条項には修正が加えられたことはない。このことを踏まえて、本論文ではコスタリカの憲法はどのような状況の下で制定されたのか、また、何故修正されずに今日に至っているのかを検討する。

こうした二つの問題にアプローチするために、第1章ではコスタリカの歴史を概観する。その際、上述したように、48年の内戦が平和憲法の制定と深くかかわっていたと考えられるので、内戦に至るまでの歴史的経緯を明らかにした。第2章では内戦をめぐる先行研究について検討している。そうした先行研究では、内戦の背景として当時の中米・カリブ海

---

\* 京都女子大学大学院 現代社会研究科  
公共圏創成専攻

地域における国際情勢を重視するものと国内的要因を重視するものに大別されるが、国際情勢は当時のコスタリカを理解する上で重要であったとはいえ、49年平和憲法の制定を国際的諸条件（冷戦下における米国の軍備増強や47年の米州相互援助条約の締結など）だけに求めるのは適当ではない。もし国際的条件が決定的に重要だとしたら、コスタリカ以外の他の中米諸国でも軍備放棄の動きが1940年代に起こってもよかつたはずだからである。しかし実際に当時軍備放棄に踏み切ったのはコスタリカのみであった。このことは内戦から平和憲法の成立に至る時期においては、国内状況が重要であったことを示唆している。そして、内戦における国内的要因を重視する先行研究のなかには、それをエリート階級と政府（共産主義者と労働者に支持された）との間の階級的対立として捉える立場、政治的リーダー間の対立を重視する見方、階級対立を否定して政治的緊張の激化を内戦の要因とするものなどがあるが、論文ではリーダー間の対立とそれに伴う政治的緊張の激化に焦点を合わせた。

こうした視点から、第3章では内戦に至るまでの二人のリーダーの対立について分析した。一人は後に平和憲法の制定を推進することになるホセ・フィゲレスであり、もう一人が1940年に大統領に就任して以来ポピュリストと称されたラファエル・カルデロンであった。

コスタリカ国内には1940年代までに国富の源泉であるコーヒー産業を牛耳る農園主（カ

フェタレーロス）を中心とするエリート支配が確立していた。彼らはコーヒー輸出の拡大のために道路、鉄道、港湾施設などのインフラ整備に力を入れ、外交もコーヒー市場の拡大を最大の目的としていた。また、コスタリカでは歴代大統領がほぼ一部の家系出身者に限定され、その多くがカフェタレーロスであった。しかしながら、カルデロンが政権についた1940年頃からエリート支配体制は揺らぎ始めていた。そのきっかけはエリート層の支持を得て大統領となったカルデロンが労働者の保護や大衆の福利の増大を目指す経済政策を遂行し始めたからだった。伝統的エリート層は強く反発し、政治的緊張が高まった。この対立はカルデロンが共産党系の人民前衛党と同盟関係を構築したことで一層激化した。一方、フィゲレスが率いる第三勢力も徐々に台頭したため、与野党間の対立は複雑化した。こうしたなかで、48年に実施された大統領選に不正の疑いが向けられたことから、敗れた反政府派に属したフィゲレスが3月に武装蜂起し、政権奪取を目指した。ここに約1カ月に亘る内戦の火蓋が切って落とされた。

第4章では内戦の性格と内戦で勝利したフィゲレスが実施した諸政策が分析されている。内戦は三つの協定の締結により終結したが、内戦には外国ないし国際組織も様々な形で介入した。そうした国際組織の一つが独裁政権に反対するために形成されていた武装組織「カリブ軍団」だった。この組織はコスタリカを中米・カリブ海地域における反独裁運動の拠点とすることを目指して介入した。

また、1930年代からこの地域への軍事干渉を避け、不干渉政策を取ってきた米国も軍事介入の可能性を探っていた。隣国ニカラグアのソモサ独裁政権は「カリブ軍団」がコスタリカ国内で影響力を高めることを警戒し、介入の構えを見せていた。こうした中で米国を含む外交団が調停に入り、内戦は4月に終結した。

この内戦を経て政治のかじ取り役を担ったのが18カ月の暫定統治を託されたフィゲレスだった。彼はカルデロン派を政府内から一掃し、国外に追放した。また内戦で疲弊した国民経済の立て直しを図った。そして、こうした諸政策と共に打ち出されたのが軍隊の解体であった。48年12月には軍隊の解体を宣言し、49年11月に制定された憲法に非武装条項が挿入されたのも彼のイニシアティブによるところが大きかった。

では何故軍隊の解体に踏み切ったのであろうか。これにはさまざまな説があるが、一つは未曾有の数の犠牲者を出した内戦への反省とする説、第二に1940年代に深刻化した経済危機を背景に、財政支出を削減するためだったとする説、第三にフィゲレスが自己の支配権を確立するためだったとする説などがある。

これらの説の中で本論文では、第三の説を重視したい。というのは、内戦終結直後において、フィゲレスの権力を脅かしかねなかったのは、実力を有する二つの軍隊だからである。ひとつは、カルデロン派の政府軍であり、今一つがフィゲレス率いる国民

解放軍だった。前者は存続を許せばクーデタを実行しかねなかったし、国民解放軍の中ではフィゲレスと参謀長との間に溝が出来つつあった。そうした状況下で、二つの軍を同時に解体することは彼の政権基盤の強化に資することは明らかだった。

また、48年12月の武装解除宣言を受けてニカラグアがカルデロン派を支援してコスタリカに軍隊を送り込むという事件が起こったが、成立まもないOAS（米州機構）の仲介によりニカラグアの武力侵略は阻止された。このことは、コスタリカが非武装政策を実践するには国際機関に依存せざるを得ない場合もあることを意味していた。言い換えれば、当時の国際状況ないし国際機関は非武装戦略をコスタリカに促すというよりは、すでにルールが敷かれていた非武装路線を後押しする役割を担ったのである。

非武装条項は、制定後今日まで維持されてきたが、危機にさらされたことも事実である。そこで第5章では平和憲法の維持をめぐって激しい議論を引き起こしたイラク戦争問題を取り上げた。政府は対米関係への配慮からイラクへの派兵を支援する有志連合国に名を連ねたが、違憲だとする訴訟がおこされ、最高裁は違憲との判断を下し、有志連合国のリストからコスタリカは削除された。この件はコスタリカには国民の間に浸透している平和意識が政治にストレートに反映されるシステムが存在することを示す一例であった。そして、国民に平和意識を浸透させる上で教育の役割は極めて大きなものがある。「結語」では、

そうしたシステムが小国であったが故に成立しえたことは否定できないが、政治参加や平和を重視する精神が教育を通して維持されていることは日本にとって教訓となりうることを指摘した。